

禁煙外来治療費の一部補助の実施について

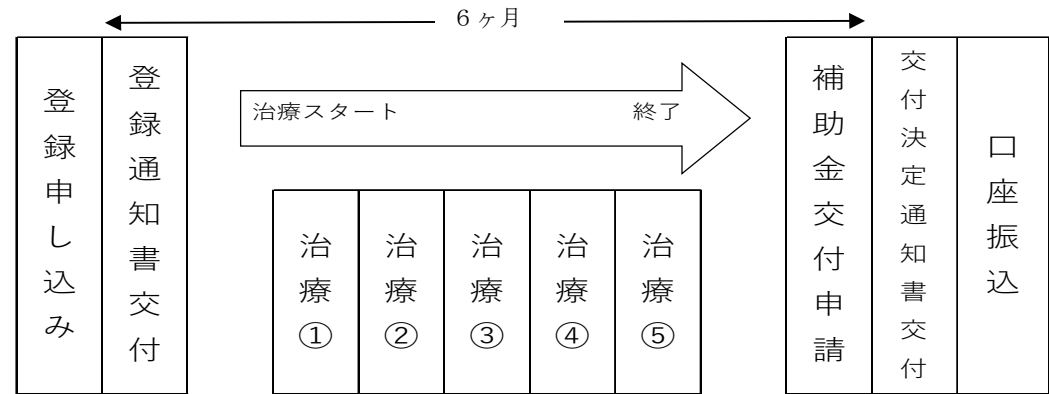
1 目的

喫煙はがんの発症との関連が明らかになっており、他にも心疾患や脳卒中等循環器疾患、COPD 等様々な病気の原因にもなっている。また、受動喫煙による周囲への健康影響も考慮し、喫煙をしないような生活習慣に誘導していく必要がある。このため、禁煙外来受診治療費の本人負担を一部補助することで、禁煙に取り組もうとする区民の増加と喫煙率の低減に寄与する。

2 事業内容

- (1) 対象者 20歳以上の江東区民
- (2) 定員 先着登録者 100名 (登録開始予定 令和2年6月)
- (3) 登録期間 6か月 (登録期間内に治療を開始し、治療終了後補助金申請を行う)
- (4) 補助対象経費
 - ・健康保険が適用される禁煙外来治療費の自己負担分
 - ・医師の処方に基づいて購入した禁煙補助薬購入費の自己負担分
- (5) 補助上限額 1万円 (補助が受けられるのは1人1回限り)
- (6) 補助金交付の条件
 - ・禁煙外来治療を5回以上受診した方
 - ・領収書、明細書を保存している方
 - ・登録期間内である方

3 申請スケジュール



窓口・郵送

標準12週間 5回程度

窓口のみ

参考

改正健康増進法、東京都受動喫煙防止条例の周知 これまでの主な取り組み

1 区報掲載 令和元年度4回掲載（法、都条例の制度、電話相談窓口開設、説明会開催、届出について等）6・7・11・1月

2 制度周知イベント 啓発チラシの配布

5月 こどもまつり 6月 庁内たばこキャンペーン

9月 T o k y o健康ウォークプレイイベント 10月 食と健康展など

3 商店街、飲食団体への周知

制度概要掲載の小冊子・標識シール・説明会の案内等を配布。

4 食品衛生講習会

食品衛生講習会（許可更新講習会）、自治指導員講習会、業種別講習会で制度の概要について説明

5 施設管理者向け説明会 全5回予定

法及び都条例の概要、施設管理者等に求められる事項、たばこの健康への影響などの説明を行う。（令和元年10月から令和2年2月まで毎月1回）

6 飲食店への啓発物送付

区内の飲食店へ改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の概要を記載した啓発小冊子と禁煙の標識、喫煙可能店届出の案内等を送付。（11月・1月）

7 電話相談窓口の設置・アドバイザー派遣（11月～）

コールセンターを設置し、区民・事業者等からの問い合わせに対応することにより法及び都条例等の周知・啓発を図る。また、喫煙専用室の基準確認や設置、撤去等について、労働衛生コンサルタント等の専門知識を有する相談員が現地訪問等により助言する。